

質問書（シンガポール）

1. 運営および利用実態

* (1) ADR の定義と種類

ADR とは、裁判外紛争処理の略語である。ADR は、紛争の両当事者が、裁判所に行かずに紛争を解決できる手段である。

一般に、ADR には 2 種類ある。ADR の最初のタイプは仲裁、2 番目のタイプは調停である。

仲裁：仲裁手続の最後に、仲裁人が仲裁判断を下す。この仲裁判断は国内の裁判所で、その裁判所で得られた判決であると同様に執行できる。仲裁判断は、外国の裁判所でも、その外国が認められていれば執行できる。1958 年の外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約に署名をした国の大部分は、外国の仲裁判断がその国で登録され執行されることを認める国内法を制定している。

調停：調停の目的は、紛争の両当事者の和解を奨励することである。調停手続の終わりに両当事者は和解契約に署名する。一方の当事者がその契約の条件に違反した場合には、相手方当事者は契約違反で提訴することができる。

シンガポールの主要な仲裁センターは、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）である。シンガポールの主要な調停センターは、シンガポール調停センター（「SMC」）である。

SIAC は、1990 年 3 月に有限責任保証公開会社として設立された非営利組織である。1991 年 7 月 1 日に業務を開始した。

SMC はシンガポール法律アカデミー（「SAL」）の有限責任保証会社である。SAL は法律によって設立された組織である。そのメンバーは司法、法律扶助関係者および弁護士である。SMC はシンガポールの司法の支援を得ている。

(2) 仲裁または調停の受理件数と処理件数。できれば分野別に。

2002 年 1 月 22 日までに、SIAC は 589 件を処理してきた。SIAC の処理件数の内訳は以下の通りである。

仲裁事件の分類	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	合計
海運・海事	2	3	10	15	27	28	20	27	21	23	19	195
%	100	25	50	44	53	55	34	30	24	28	19	33
建設・エンジニアリング	0	7	2	7	5	7	6	19	24	31	27	135
%	0	58	10	21	10	14	10	21	27	37	27	23
貿易/商業	0	1	3	7	9	14	21	32	40	19	30	176
%	0	8	15	21	18	27	36	36	45	23	30	30
企業・保険	0	1	2	2	3	1	8	10	3	3	1	34
%	0	8	10	6	6	2	14	11	3	4	1	6
その他	0	0	3	3	7	1	3	1	1	7	23	49
%	0	0	15	9	14	2	5	1	1	8	23	8
国内	0	5	5	12	14	26	15	22	22	28	44	193
%	0	42	25	35	27	51	26	25	25	34	44	33
国際	2	7	15	22	37	25	43	67	67	55	56	396
%	100	58	75	65	73	49	74	75	75	66	56	67
合計件数	2	12	20	34	51	51	58	89	89	83	100	589

出典：SIAC

2002年1月31日までに、約800件がSMCで調停された。紛争の約3分の1が建設および改築関係である。大部分の紛争が25万Sドル超の請求を含んでいた。SMCの処理件数の内訳は以下の通りである。

紛争が登録された年	1997	1998	1999	2000	2001	2002 (2月まで)	合計
調停に付された合計紛争件数	139	196	169	220	160	22	906
調停された合計紛争件数	110	170	159	198	147	12	796
調停後に和解した合計紛争件数	87	122	124	152	116	8	609
平均和解率	79.09%	71.76%	77.99%	76.77%	78.91%	66.67%	76.51%

出典：SMC

2002年6月までに、合計844件がSMCで調停された。

- (3) 仲裁判断または調停がなされるまでの期日頻度及び経過時間はおよそどのくらいか。対象事件の分野で違いはあるか。

シンガポールでの裁判所手続は迅速であり、問題が複雑過ぎず、また上訴されない限り、訴訟は1年以内で解決されうる。

仲裁の期間は、問題の複雑さに依存し裁判手続よりも短くも長くもなりうる。

調停に関しては、事件がSMCに付されてから調停で解決するまで、1、2週間かかる。SMCで調停された事件の約75%が和解契約に到達する。和解した紛争に関しては通常、調停セッションは1日で終わる。

- (4) 候補者名簿に記載されている分野別の人数はどのくらいか（弁護士以外にどのような資格および職業を有する人達がどのくらいいるか）。

SIAC には建設、銀行および保険、海運および国際貿易の業界から、約 66 名の国際仲裁人および約 92 名の国内仲裁人がいる。

SMC には約 111 人の調停人がいる。そのうちの約 50%は法律関係者であり、残りの 50%は、さまざまな背景をもつ専門家である。調停人パネルには、エンジニア、積算士、通信専門家、医者、会計士などがいる。

- (5) 候補者名簿に記載されるためには、どのような要件が必要か（例えば一定の資格、経歴、専門性の要否など）。それは誰が決めるのか。

SIAC は自身で仲裁人パネルを決定する。SIAC では、SIAC の理事長が、SIAC 仲裁規則によって要求されるすべての指名を行う。指名された仲裁人は、誠実さと適性をもっていなければならない、通常、各業界で尊敬を受けている人である。

SMC の調停人パネルに認定される調停人の人数には制限がある。これは、処理件数は限定されているので、SMC 認定の調停人が実際に調停の機会をもつことを保証するためである。一般に、SMC が最初に、パネルの人数を増やす必要があるか否かを決定する。SMC はまた、必要とする調停人のタイプも決定する。たとえば、建設業界からの調停人をもっと必要としている場合、SMC は建設業界の専門組織や同業者組合と接触し、業界内で尊敬され、調停人としての適性がある者を指名するよう要請する。その後、指名された者は SMC で調停技能研修を受けることが要求され、それが終了し次第、SMC の評価を受ける。適性と技能を備える者のみが SMC の調停人パネルに認定される。

- (6) 仲裁人または調停人の資質向上のための方策を講じているか。

調停人の実績は、各調停後の調査書の管理を通じてモニターされる。さらに、調停人が互いの経験を議論し学ぶための円卓会議が組織される。

- (7) 仲裁人または調停人に対する報酬はどのように定めているか。また、実際の数字はどうか。

調停人は一般に、SMC が徴収した調停料の一定割合に基づき報酬を受ける。料金表は以下の通りである。

紛争額	調停料
25 万 S ドルまで	1 当事者当り、1 日（または 1 日未満）当り 900 S ドル
25 万 S ドル超 - 100 万 S ドルまで	1 当事者当り、1 日（または 1 日未満）当り 1800 S ドル
100 万 S ドル超 - 500 万 S ドルまで	1 当事者当り、1 日（または 1 日未満）当り 3400 S ドル
500 万 S ドル超	1 当事者当り、1 日（または 1 日未満）当り 2400 S ドル + 500 万 S ドルを超える請求金額の 0.05%

出典：SMC

- (8) 仲裁から調停または調停から仲裁に移行する手続がある場合、そのパネル・メンバーは交代するか。

かかる移行について定められた手続はない。しかし移行があった場合、パネル・メンバーはたいがい交代する。これは、調停は多くの場合、予断のないコミュニケーションまたは情報の開示が行われる必要があるからである。仲裁において、予断をもつことなく行われたコミュニケーションまたは情報は、通常、仲裁人には渡されない。

2. 裁判制度との関係

- (1) 裁判が提起されたとき、裁判所が仲裁または調停に回付することはあるか。あるとしたら、それは民間の機関か、裁判所の中にあるものか。（法規があればその条文。以下同様）

高等法院に提起された紛争に関しては、事実審理前協議（PTC）が実施され、当事者がその紛争を訴訟手続に委ねずに解決するよう奨励される。直接の交渉が不可能な場合には、SMC による調停を試みるように勧められる。SMC は高等法院と同じ建物内に置かれている。質問 1.(1) での回答で述べたように、SMC は SAL の保証有限会社であり裁判所の一部ではない。

下級裁判所に提起された紛争に関しても、事実審理前協議が実施され、当事者は和解を試みるように奨励される。この調停は SMC とは異なり裁判官自身によって行われる。

家族関係または婚姻関係における紛争においては、両当事者が同意した場合、家庭裁判所（下級裁判所の一部門）の判事が、友好的な和解のための支援を行う。

下級裁判所はまた、シンガポール下級裁判所判事と、米国、オーストラリア、ヨーロッパなどの外国からの判事が共同で実施する和解協議も行う。紛争の調停に豊富な経験をもつ和解担当判事が調停裁判官となる。この和解協議は、裁判所紛争解決インターナショナル（CDRI）と呼ばれ、かなりの請求金額が絡む複雑な民事問題に適している。

しかし CDRI は、事実問題の検討に限定される。共同調停中に法律問題が生じたら、シンガポールの調停裁判官がそれについて判断する。さらに、CDRI は早期中立評価アプローチを使って実施する。すなわち、和解担当判事が各当事者の主張の実体的事項について評価、コメントする。これは当事者が、直接和解しようとするか、裁判所の利用にこだわるかを早期に決定するのに役立つ。

他の調停セッションと同様に、これは任意のものであり（当事者の代理となる弁護士が、下級裁判所の予備紛争解決センターを通じて申請する）、本質的に拘束力はない。

下級裁判所や CDRI などでの、裁判官によって行われる調停は無料である。しかし CDRI に関しては、紛争がその後、少額裁判所、SMC または SIAC に付される場合、または独立の専門家が指名された場合、追加の費用が発生することがある。

- (2) 民間に回付した場合の仲裁または調停の経費はどのように負担されるか。

調停に関しては、通常、両当事者が費用を分担する。

仲裁については、仲裁人が、誰が費用負担するかを決定する。通常、敗訴した側が勝訴当事者に費用を支払うことを要求される。

SMC が課す調停料は、上記の質問 1.(7) の回答のとおり。

SIAC が課す国際仲裁の仲裁料は、以下の通りである。

仲裁手続の管理に対する SIAC の管理料は、請求もしくは反対請求が提出されたときに開示される、各請求もしくは反対請求の金額、またはその推定に基づく。(注：S ドルでの金額、またはそれに等価なもの。)

請求 / 反対請求の金額	新 SIAC 管理料
25 万ドルまで	2,750 ドル (最低額)
250,000 ドル ~ 1,000,000 ドル	2,750 ドル + 25 万ドルを超えた分の 0.30%
1,000,000 ドル ~ 5,000,000 ドル	5,000 ドル + 100 万ドルを超えた分の 0.15%
5,000,000 ドル ~ 10,000,000 ドル	11,000 ドル + 500 万ドルを超えた分の 0.06%
10,000,000 ドル ~ 50,000,000 ドル	14,000 ドル + 1,000 万ドルを超えた分の 0.03%
最高額	25,000 ドル

上記の料金には、交渉対象となりうる仲裁人の手数料は含まれない。手数料は、時間当り約 250 ドルから 500 S ドルまでである。

- (3) 裁判所の監督はあるか。また、裁判所と、仲裁または調停の機関との間に何らかの協力関係はあるのか。裁判所はどのように関与するのか (例えば、証拠調べ、情報提供等で協力するのか)。

正式の監督はない。裁判所は、和解するように両当事者へ強く勧めるのみである。たとえば第一審裁判官は、主張の実体的事項を検討した後で、和解するのが最も両当事者のためになると非公式に伝えることができる。裁判所は調停に適した事件を特定し、その事件の当事者に、ADR を検討すべきであると警告する通知を送る。シンガポールの裁判所および SMC での調停手続は、公式記録には載らず「予断なし」に行われる。

- (4) 調停が不調に終わった場合はどのように処理されるか。例えば時効の取り扱い (出訴期限の法規に類似) はどうなるか。

調停が不調に終わった場合は、両当事者は裁判に進む。しかし、調停での議論は「予断なし」でなされるので、そこで議論されたすべてのことは、事実審理で証拠として使用することはできない。

- (5) 仲裁判断または調停合意の内容について、それぞれの執行力の確保はどのようにするか。また、裁判所が関与することはあるか。

当事者は、仲裁判断または調停された和解契約を執行するために、不履行当事者を裁判に引き出すことができる。

シンガポールの仲裁判断は、英国、米国を含む 120 カ国以上で国際的に容易に執行できる。シンガポールは 1958 年の「外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約」を批准している。

SIAC はまた、この国連条約を批准した国の、執行を求めての仲裁判断の登録の手配を支援する。

3. 個別的問題

- (1) 知的財産権関係事件のために、特別の規則が用意されているか。例えば特許の有効性についての仲裁は可能か。

仲裁に禁止事項はないが、特許の有効性に関する仲裁判断は、特許庁が認めないだろう。つまり有効性は通常、裁判所によって決定される。

- (2) 仲裁が拒否される紛争はあるか。

ある。

仲裁は合意によってのみ行われる。両当事者間の当該契約に仲裁条項がないか、いずれかの当事者が仲裁に同意しない場合には、SIAC の理事長は仲裁人を任命しない。契約に仲裁条項があり、紛争が発生したときにいずれかの当事者がその遵守を拒否した場合には、相手方当事者は仲裁の間、訴訟の停止を裁判所に求めることができる。

- (3) コンピューター・ソフトウェアなどに特化した仲裁または調停の制度（または規則）はあるか。

ある。

情報技術関連の紛争は、シンガポール IT 紛争解決諮問委員会（Singapore IT Dispute Resolution Advisory Committee: SITDRAC）で解決することができる。当委員会は SMC の一部であり、以下の主な IT と ADR 機関の代表者から構成される。

- ・ シンガポール IT 連盟 (SITF) (シンガポール・コンピューター産業連盟とシンガポール・マイクロコンピューター産業協会とが合併して設立)
- ・ シンガポール・コンピューター協会 (SCS)
- ・ IT 経営者協会 (ITMA)
- ・ シンガポール Infocomm 開発機関 (IDA) (全国コンピューター協議会とシンガポール電気通信機関とが合併して設立)
- ・ SMC
- ・ SIAC

ここの調停人は特に、IT 関連紛争の処理のための訓練を受けている。

- (5) 秘密保持についてどのように措置がなされているか (例えば、記録管理の方法、開示する範囲を代理人のみとする等)。

両当事者は、調停セッションに出席する際には機密保持契約を締結するのが普通である。これは、提出される文書、および当事者と調停人との間で伝達されるものを対象とする。さらに、手続はいずれの当事者に対しても「予断なし」でなされ、証拠として裁判所で認められることはない。

また調停人は手続の詳細を漏らさないことも含意される。

- (6) 迅速な解決のために、何か対策を講じているか。

現在の首席裁判官によって司法改革がなされる前は、訴訟当事者が法廷で目的を達するまで、たいてい数年もかかっていた。基本的に、訴訟のペースは実際には原告に依存していた。

一方、現在の裁判は、審理前協議を通じて訴訟の進展をモニターするために積極的な措置を取る。弁護士は、顧客に ADR を勧めるよう助言される。

- (7) ADR の広報はどのようにしているか。利用者はどのようにして貴団体の制度を知ることができるのか。

ADR に関して公式の広報はなされていないようだが、新聞のニュースで時折取り上げられ、また SMC や SIAC の広報用資料もある。情報は、www.mediation.com.sg や www.siac.org.sg でも得られる。

しばしば、利用者は ADR について、その弁護士の勧めによって知る。一方、弁護士は ADR についてセミナーで知るが、最近資格を得た弁護士は、大学や実践法律コースで、そのメカニズムを学んでいる。現在、紛争は裁判所で約 1 年以内で審理されるので、弁護士はリスクが大きいことを認識しており、顧客に ADR を試みることの利益をアドバイスしている。一方、利用者は、約 75% という SMC の成功率に魅かれるだろう。

(8) オンライン ADR の対象とする紛争はどのようなものか。また、その利用状況はどうか。

一般に、情報技術業界における紛争、たとえばドメイン名紛争は、オンライン ADR に適しているとされる。その 1 つの理由は、紛争の両当事者間の距離である。両当事者は世界の異なる地域にいる可能性が大きい。もう 1 つの理由は気安さである。両当事者は IT 業界に属しているので、IT に精通しており、したがってオンライン ADR を利用する可能性が大きい。

2002 年 7 月 31 日、「DisputeManager.com」が発足した。「DisputeManager.com」は電子和解、調停、中立評価、およびシンガポール・ドメイン名紛争解決サービスを提供するインターネット・ポータルである。これは司法省およびシンガポール法律アカデミーの支援を得て、SMC によって開発された。

「DisputeManager.com」は厳密には、IT 業界内のみの紛争を解決するためのものではない。発足したばかりなので、実際の利用法はまだ定まっていない。しかし IT のインフラストラクチャーや教育の向上に伴い、「DisputeManager.com」も成功すると思われる。

4. 上記に関する事例があったら添付していただきたい。

ADR 手続は裁判手続ではないので判例というものはない。しかし当事者は、仲裁判断の上訴など、ときに問題を法廷に付すことがあり、判決や命令が記録されることもある。

(了)